

いのちの森づくり 2020⁺世話人会 会則

(会の名称及び事務所)

第1条 この会は「いのちの森づくり 2020⁺世話人会」と称し、事務所を出雲大社相模分祠に置く。

(目的)

第2条 この会はいのちの森づくり運動を推進することを目的とする。いのちの森づくりとは、その土地に本来あるべき自然の森、ふるさとの森、鎮守の森を創造するための植樹活動である。

この森は、多くの生き物の働きから成り立ち、また自然災害から多くのいのちを守ることができ、さらにはその土地に適して長い年月持続可能な森として、これからの地球環境にとって絶対不可欠な森である。

折しも2018年4月に政府が決定した「第5次環境基本計画」では、「地球循環共生圏（森里川海の連環）」を構築することが柱に据えられている。木を植え、森を育て、生き物がにぎわう本物の自然を子ども達が体験することは、私たちの未来を創る上で非常に重要である。

東京2020オリンピック・パラリンピックをきっかけに、いのちの森づくりを、多くの企業、団体、個人に呼びかけ、植樹に参加してもらい、日本から世界にいのちの森づくりの素晴らしさをメディアや植樹活動を通して発信する運動を推進する。

(会員)

第3条 この会は「いのちの森づくり 2020⁺世話人会」の発起人の他、会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第4条の1 この会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

総務 若干名

会計 1名

理事 10名以内

監事 2名

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第4条の2 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合、その職務を代行することができる。

(顧問、指導員)

第5条 この会の運営を円滑に行うために、顧問及び指導員を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 この会の役員は総会で選出する。顧問及び指導員は会長が役員会に諮り委嘱する。

(会議)

第7条 この会の会議は総会（年1回）及び役員会とし、会長が招集し議長となる。

(運営組織)

第8条 この会の経費は助成金及び寄付金や募金をもってこれに充てる。

(その他)

第9条 この会則に定めのない事項については、必要に応じて役員会で決める。

附則

この会則は平成31年2月6日から施行する。